



福岡県医発第 730 号 (地)
平成 28 年 6 月 7 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項
及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定め
る事項、方式及び規格について

今般、平成28年度診療報酬改定を反映したレセプトオンライン請求及び光ディスク
等を用いた費用の請求に関する記録条件仕様が定められ、厚生労働省保険局長通知
(平成28年4月28日付け保発0428第14号)が発出された旨、別紙のとおり日本医師会
より連絡がありました。

これに伴い、従前の「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働
大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労
働大臣が定める事項、方式及び規格について」(平成26年4月30日付け保発0430第1
号)は廃止されました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会
会員への周知方につきよろしくお願い申し上げます。

なお、電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事
項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める
事項、方式及び規格につきましては、厚生労働省ホームページ「診療報酬情報提供サ
ービス」(<http://www.iryohoken.go.jp/shinryohoshu/>)に掲載されておりますことを
申し添えます。

<添付資料>

電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び
方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方
式及び規格について (平28.4.28 保発0428第14号 厚生労働省保険局長)

小郡三井医師会より

医療情報システム担当理事 田中泰之
会長 廣瀬真恵

日医発第 236 号（保 68）
平成 28 年 5 月 26 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横 倉 義 武

電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び
方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、
方式及び規格について

今般、平成 28 年度診療報酬改定を反映したレセプトオンライン請求及び光ディスク等を用いた費用の請求に関する記録条件仕様が定められ、厚生労働省保険局長通知（平成 28 年 4 月 28 日付け保発 0428 第 14 号）が発出されましたので、ご連絡申し上げます。

これに伴い、従前の「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格について」（平成 26 年 4 月 30 日付け保発 0430 第 1 号）は廃止されました。

なお、電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格につきましては、厚生労働省ホームページ「診療報酬情報提供サービス」（<http://www.iryohoken.go.jp/shinryohoshu/>）に掲載されておりますことを申し添えます。

<添付資料>

電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格について
（平 28. 4. 28 保発 0428 第 14 号 厚生労働省保険局長）

保 発 0428 第 14 号

平成 28 年 4 月 28 日

都 道 府 県 知 事
地方厚生（支）局長 } 殿

厚生労働省保険局長

（ 公 印 省 略 ）

電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格について

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和 51 年厚生省令第 36 号）第 1 条第 1 項及び附則第 4 条第 1 項の表の一の項の規定に基づき、電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格を別紙のとおり定めたので通知する。

なお、これに伴い、「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格について」（平成 26 年 4 月 30 日付保発 0430 第 1 号）は廃止する。

「別紙」

電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格

〔 平成 28 年 4 月 28 日 〕
〔 厚 生 労 働 大 臣 〕

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和 51 年厚生省令第 36 号）第 1 条第 1 項及び附則第 4 条第 1 項の表の一の項の規定に基づき、電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格を定め、平成 28 年 5 月 1 日より適用する。

- (別添 1－1) オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（医科用）
- (別添 1－2) オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（DPC用）
（別添様式）コーディングデータに係る記録条件仕様
- (別添 1－3) オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（歯科用）
- (別添 1－4) オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（調剤用）
- (別添 2－1) オンライン又は光ディスク等による請求に係る標準仕様（医科用）
- (別添 2－2) オンライン又は光ディスク等による請求に係る標準仕様（DPC用）
- (別添 2－3) オンライン又は光ディスク等による請求に係る標準仕様（歯科用）
- (別添 2－4) オンライン又は光ディスク等による請求に係る標準仕様（調剤用）
- (別添 3) オンライン又は光ディスク等による請求に係る傷病名コード（医科用・DPC用・歯科用）
- (別添 4) オンライン又は光ディスク等による請求に係る修飾語コード（医科用・DPC用・歯科用）
- (別添 5) オンライン又は光ディスク等による請求に係る診療行為コード（医科用・DPC用・歯科用）
- (別添 6) オンライン又は光ディスク等による請求に係る医薬品コード（医科用・DPC用・歯科用・調剤用）
- (別添 7) オンライン又は光ディスク等による請求に係る特定器材コード（医科用・DPC用・歯科用・調剤用）
- (別添 8) オンライン又は光ディスク等による請求に係るコメントコード（医科用・DPC用・歯科用・調剤用）
- (別添 9) オンライン又は光ディスク等による請求に係る歯式コード（歯科用）
- (別添 10) オンライン又は光ディスク等による請求に係る歯科診療行為コード（歯科用）
- (別添 11) オンライン又は光ディスク等による請求に係る調剤行為コード（調剤用）

* 別添 1～11 は、HP「診療報酬情報提供サービス」にて掲載